

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和8年4月改定)

現行

[造成がない土地を間に挟む場合]

- ・ 造成がない土地に隣接して行われる複数の造成について、同一工事主によって同時期に行われ、かつ、造成がない土地と同一の地盤を形成する計画である場合、図 1-23 のとおり、許可対象規模を超える部分のみを許可対象行為とする。

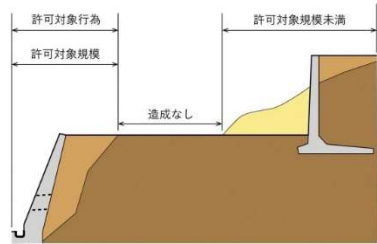


図 1-23 造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為

Point

- ・ 土地の形質変更⇒概要編 用語の定義
- ・ 土石の堆積⇒概要編 用語の定義
- ・ 許可対象行為の考え方は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域とも共通です。

[許可対象規模未満の造成を含む場合]

- ・ 許可対象規模の造成（土地の形質変更）と一体性がある許可対象規模未満の造成（土地の形質変更に関する工事）は、許可対象行為とする。

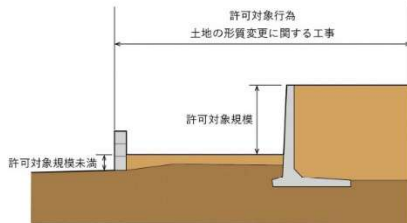


図 1-24 許可対象規模未満の造成を含む場合

Point

- ・ この場合、許可対象規模未満の造成工事であっても、土地の形質変更に関する工事に該当するものとして技術的基準に適合する必要があります。
- ・ 一体性がある造成とは、許可対象規模の造成に隣接し、かつ、同時に行われる造成です。

改定後

[造成がない土地を間に挟む場合]

- ・ 造成がない土地に隣接して行われる複数の造成について、同一工事主によって同時期に行われ、かつ、造成がない土地と同一の地盤を形成する計画である場合、図 1-23 のとおり、許可対象規模を超える部分のみを許可対象行為とする。

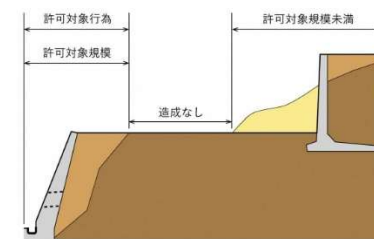


図 1-23 造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為

Point

- ・ 土地の形質変更⇒概要編 用語の定義
- ・ 土石の堆積⇒概要編 用語の定義
- ・ 許可対象行為の考え方は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域とも共通です。

[許可対象規模未満の造成を含む場合]

- ・ 許可対象規模の造成（土地の形質変更）と一体性がある許可対象規模未満の造成（土地の形質変更に関する工事）は、許可対象行為とする。

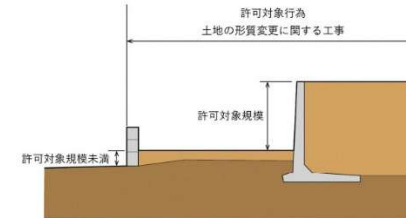


図 1-24 許可対象規模未満の造成を含む場合

Point

- ・ ~~この場合、許可対象規模未満の造成工事であっても、土地の形質変更に関する工事に該当するものとして技術的基準に適合する必要があります。~~
- ・ 一体性がある造成とは、許可対象規模の造成に隣接し、かつ、同時に行われる造成です。

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和8年4月改定)

現行

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

市では、標準処理期間を次のように定めています。

表 2-1 標準処理期間

項目	処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の完了検査	14
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査	14
土石の堆積に関する工事の許可	14
土石の堆積に関する工事の変更許可	14
土石の堆積に関する工事の除却確認	14

4.3 許可申請又は届出に必要な書類等

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。申請の際は、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-2 から表 2-6 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から 3 か月以内のものを提出してください。

改定後

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

市では、標準処理期間を次のように定めています。

表 2-1 標準処理期間

項目	処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の完了検査	14
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査	14
土石の堆積に関する工事の許可	14
土石の堆積に関する工事の変更許可	14
土石の堆積に関する工事の除却確認	14
法に適合していることの証明書（88 条証明）の交付	7

4.3 許可申請又は届出に必要な書類等

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。申請の際は、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。なお、88 条証明の交付の申請に限り、正本 1 部のみの提出で足りるものとします。

申請書及び添付書類等に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-2 から表 2-6 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から 3 か月以内のものを提出してください。